

平成29年度 事業計画

I 農業・農村及び農業委員会組織をめぐる情勢と課題

農業・農村をめぐる情勢は、長引く農産物価格の低迷や、担い手の減少・高齢化が進行するとともに、耕作放棄地が増加するなど、農業生産構造の脆弱さや地域活力の低下が顕在化してきている。

こうした中、国会は昨年12月にTPP協定（環太平洋経済連携協定）を承認したが、アメリカの新大統領は今年1月の就任直後に、TPP交渉から永久に離脱する、とした大統領令に署名し、TPPの発効は見通せなくなった。

一方、政府・与党は、農業の成長産業化に向けて昨年11月に収入保険制度の導入等を盛り込んだ「農業競争力強化プログラム」をとりまとめ、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に追加することにより、生産から加工・流通・消費に至る構造改革を推進することとしている。また、国による生産数量目標の配分廃止など米政策の見直しが平成30年産から実施され、需要に応じた米生産の推進が重要となっている。

さらに、改正農業委員会法（以下「改正法」という。）が昨年4月から施行され、農業委員会組織には、農地利用の最適化の推進をはじめ、農地情報の収集・提供、担い手の確保・育成などに向けた取組がこれまで以上に期待されている。

このように、農業・農村を巡る情勢が大きく変化する中で、農地を守り、担い手を育成するという農業委員会組織の役割は益々重要となっていることを十分に認識し、次の課題に的確に対応していく必要がある。

(1) TPP協定承認と農業改革の推進

TPP協定は、国会で承認されたものの、アメリカの離脱で発効が見通せない中、日米2国間の自由貿易協定（FTA）に向かうのではないかという懸念や、欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）などの交渉が進行中であり、これらに関する迅速な情報開示や、重要農産品の取扱などを注視していく必要がある。

また、国は、「農業競争力強化プログラム」に基づき農業改革を推進することとしているが、農業委員会組織としては、改正法の目指す「農地利用の最適化の推進」に向け、着実に業務を推進する必要がある。

(2) 農業委員会制度・組織改革への着実な対応

昨年度に10農業委員会が新体制に移行し、今年度は21農業委員会が、来年8月までに全農業委員会が移行することから、円滑な取組となるよう支援する。

ア 新体制に移行した農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）との連携による活動体制と活動実績・成果を検証し、必要な見直しを行う。併せて関係予算の積極的な活用により体制を強化する。

イ 今後移行する農業委員会は、先行する農業委員会の取組を参考に、農業委員と推進委員の十分な定数確保と活動体制を検討し、定数条例等諸規定の整備と行程表の作成・進行管理の徹底及び関係予算の確保により円滑な移行を図る。

(3) 農地利用最適化の推進

改正法で法令業務に位置付けられた担い手への農地利用の集積・集約化など農地利用の最適化に向けて、農地台帳の整備・公表（全国農地ナビ）、農地パトロールの計画的かつ着実な実施及び農地中間管理機構との密接な連携による担い手への農地利用集積・集約活動を強化する必要がある。また、収入保険制度の円滑な導入を推進するとともに、担い手の減少・高齢化が進む中、新規就農者・就業者の農業参入を促進することが必要である。

(4) 規制改革・地方分権への対応

農地所有適格法人の出資要件・役員要件の緩和、指定市町村の制度化を含め都道府県・市町村へ許認可権限が委譲されるとともに、農業特区を活用したさらなる法人出資要件の緩和等も検討される中で、農業委員会組織としては、規制改革・地方分権を踏まえた農地制度に関する取組の強化が必要である。

(5) 農業・農村の活性化

高齢化や人口減少が続いている農村地域において、地域コミュニティ機能を維持しつつ、多様な地域資源を活用した6次産業化の推進と雇用・所得の創出が必要である。また、中山間地域の農業生産を脅かしている鳥獣害被害には、有効な対策の検討が必要である。

II 事業の実施方針

これらの情勢と課題を踏まえて、今年度は、農業委員会制度・組織改革への着実な対応と、改正法が目指す担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防

止・解消及び新規参入の促進という「農地等の利用の最適化」の推進に向けた取組を最重点に推進する。併せて、農業者や地域の声を積み上げて、関係行政機関等に積極的に施策改善を提案する。こうした取組により、地域の実情に即した多様な担い手の確保・育成と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を目指す。

これらの活動の展開に当たっては、農業委員、推進委員の資質向上と事務局体制の強化を図るために、各種研修会や検討会等を開催するとともに、関係行政機関・農業団体等と連携を密にした支援活動に積極的に取り組むこととし、今年度の重点推進事項を以下のとおりとする。

平成29年度に重点的に取り組む課題

- 1 円滑な事業推進に向けた諸会議等の開催
- 2 農業委員会制度・組織改革への着実な対応
- 3 「目に見える農業委員会活動の推進」と「組織・活動強化」に向けた農業委員会活動への支援
- 4 担い手への農地集積・集約及び新規就農・人材対策の推進
- 5 遊休農地対策の着実な推進及び法令審議の透明性確保に向けた取組
- 6 農業・農村の現場の声を農政に反映して行く活動の推進
- 7 農業者年金加入者の拡大対策等の推進
- 8 農業・農業者等に関する情報提供活動の強化

Ⅲ 事業実施計画

1 諸会議の開催

事業方針に基づき、適確な業務を推進するとともに、系統組織全体として所期の目的達成と役割を発揮するため、次の会議を開催する。

会 議 の 種 類	備 考
(1) 総会	年2回
(2) 理事会	年2回程度
(3) 常設審議委員会	毎月
(4) 役員会	随時
(5) 監査会	年1回
(6) 農業委員会会長会議	年2回程度
(7) 地域別農業委員会会長・事務局長会議	年1回
(8) 農業委員会事務局長会議	年2回程度
(9) その他必要な会議	

2 組織・強化対策

改正農業委員会法を踏まえて、新体制への移行と体制の整備について支援するとともに、農業委員会の所掌事務の適正執行と役割発揮及び組織活動の強化に資するため、各種研修会をはじめ、多様な支援活動を行う。

(1) 農業委員会制度・組織改革の着実な対応

- ① 農業委員会の新体制への円滑な移行と農地利用の最適化の取組を推進するとともに、農業委員、推進委員及び農業委員会職員の資質向上と事務局体制の強化の取組を支援する。
- ② 本県において平成28年度には10農業委員会が新体制に移行するとともに、本年度は3年前の統一選挙の任期満了に伴い18農業委員会を含む、21農業委員会が新体制に移行し、平成30年8月までに全農業委員会が新体制となることから、各農業委員会の実態を把握するとともに情報の共有化をし、新体制に向けての円滑な移行のため情報提供等をおこなう。

特に、今後移行する農業委員会は、先行する農業委員会の取組を参考に、農業委員と推進委員の十分な定数確保と活動体制を検討し、定数条例等諸規定の整備と行程表の作成・進行管理の徹底及び関係予算の確保により円滑な移行を図るとともに、新体制に移行した農業委員会は、農業委員と推進委員との連携による活動体制と活動実績・成果を検証し、必要な見直しを行う。併せて関係予算の積極的な活用により体制を強化する。

(2) 農業委員会の活動支援

① 農業委員会活動計画づくりと課題解決への支援

農村現場における新たな目に「見える農業委員会活動」を推進するため、農業委員会における活動計画の策定等の目標づくりと課題解決に向けた実践活動について支援を行う。

また、農地利用の最適化を進めるため、新体制に移行した農業委員会における「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定・実践のための助言・協力を行う。

② 農業委員会巡回活動の実施

農業委員会系統組織の活動の推進と連携強化を支援するため、各農業委員会への巡回を実施するとともに、農業委員会業務推進検討会を開催する。

③ 農業委員会の取組の情報収集・提供

農業委員会組織が推進してきた地域農業の振興や担い手育成、遊休農地対策等の取組やその成果について、「農業委員会活動整理カード」等をはじめ、組織内外に発信し広く理解促進を図る。

(3) 「新・にいがた地域農業再生運動」の推進

平成28年度からの新たな全国運動のもと、「新・にいがた地域農業再生運動」の実施要領を策定し、農業委員会組織の活動理念である「農地を守り、地域の担い手を育てる」を柱とした活動を強力に推進する。運動の展開に当たっては、農地利用の最適化の推進とともに「目に見える活動」の実践に向けた取組を強化する。併せて、取組事例や成果を組織内外へホームページ等により情報発信をしていく。

(4) 各種研修会の開催

区分	研 修 名	備 考
委員 研修	ア 農業委員会会長研修	
	イ 農業委員会役員等研修	
	ウ 新規農業委員・農地利用最適化推進委員研修	
	エ 地域別農業委員会研修	
	オ 女性農業委員等研修	
職員 研修	カ 新任農業委員会職員研修	
	キ 農業委員会業務担当者研修（担当者会議を兼ねる。）	
	ク 課題別農業委員会業務担当者研修	
現地 研修	ケ 課題別現地研修 ・遊休農地解消対策、農地利用集積、他	

(5) 自主的組織への支援

「にいがた女性農業委員の会」が取り組んでいる男女共同参画の促進や食育活動等の取組について支援・協力を行う。

また、「農業委員会新潟県職員研修協議会」が行う職員研修事業等について支援する。

3 農政対策

政府は、農業の成長産業化に向けた農業改革の検討を進め、昨年11月に「農業競争力強化プログラム」を取りまとめ、農業者の所得向上に向け、生産資材価格の引き下げや農産物の流通・加工構造の改革、収入保険制度の導入、戦略的輸出体制の整備等、成長産業としての「攻めの農業」への転換に向けた取組を進めている。

一方、TPPに替わる新たな日米FTAやEUとの経済連携協定等が加速される危惧とともに、平成30年からの行政による米の生産数量目標配分の廃止に伴う米政策改革等を見据え、農業委員会組織として平成29年度を農政の重要年度と位置付け、農業委員会における「地域の農業者等との意見交換会」をはじめ、農業・農村現場の声をくみ上げ集約し、農業者の公的代表組織として、農業・農村及び農業経営の現場の声を農政に反映する取組を進める。

(1) 提案・要請活動

農業者の公的代表組織として地域農業の実態や課題を踏まえた担い手等の声を農業施策に反映されるよう提案・要請活動を行う。

- 全国農業会議所と連携した全国統一農政活動
- 県議会議員との農政懇談会の開催
- 県及び県議会への施策提案活動
- 新潟県農業委員会大会の開催
- 新潟県農林漁業六団体連絡会議での連携活動

(2) 調査活動

農地の売買価格や農作業料金等に関する情報は農地の有効利用を図る上で重要な情報であることから、各種調査活動を行う。

- 田・畑売買価格等に関する調査
- 農作業・労働賃金等に関する調査
- 農業委員会体制の実態調査
- その他政策提案等のための調査

4 農地対策

農地法等の適正執行はもとより、農業委員会法第6条第2項で必須となった「農地利用の最適化」の具体的な柱である「担い手への農地の集積・集約化」

「遊休農地対策」及び「新規参入の促進」が円滑に進むよう、農業委員会における取組を支援する。

(1) 法令に基づく常設審議委員会での諮問案件の審議・答申

法令審議を適正に実施するため、次の取組を行う。

- ア 農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、土地改良法、土地区画整理法等の規定に基づく知事並びに知事からの権限移譲を受けた市町村農業委員会等からの諮問に対する適正な審議及び答申
- イ 農地法に係る案件についての現地調査及び農地相談活動の実施
- ウ 関係法や制度に係る農業委員会が実施する事務推進の支援

(2) 農地転用許可事務等の適正執行の支援

農地の確保・有効利用を図るため、改正農地法を踏まえた農地の転用許可事務および違反転用の処理、農地所有適格法人等の要件確認事務、賃借料情報の公表等が、円滑かつ適正に執行されるよう農業委員会に助言・協力を行う。

(3) 農地情報の公開システム（全国農地ナビ）の整備の推進

平成26年4月施行の改正農地法により、農業委員会の「農地台帳」等の整備と公表事務が義務化されたが、農地利用状況調査の結果反映や他の法定台帳等との照合等による台帳の精度向上に向けた取組の推進を図る。

併せて、農地台帳については平成28年度後半から全国統一のシステム（農地情報公開システム・フェーズ2）への移行に取り組んでいることから、円滑な移行・運用について積極的な支援・協力を行う。

(4) 担い手への農地の集積・集約化の実践

関係機関・団体と連携した人・農地プラン等の地域の話し合い活動に農業委員・推進委員が、積極的な関与を推進するため研修会の開催や活動事例の収集・提供により活動を支援する。

また、農地中間管理機構及び県と連携した農地集積を推進するため、農地利用の最適化の推進に向けた地域別検討会を開催する。

(5) 遊休農地対策の計画的な実施に向けた支援

農地法により農業委員会の必須業務とされている農地の利用状況調査や利用意

向調査、農地中間管理機構との協議の勧告などを計画的かつ着実に実施できるように「平成29年度農地パトロール実施要領」を作成するとともに、会議・研修会において制度の周知徹底と、定期的な進行管理と助言による支援を行う。

また発生防止・解消に向けて県担い手育成総合支援協議会が実施する「見える化事業」および「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の活用を促進する。

併せて、耕作放棄地解消事例の収集と情報提供や、現地研修会の開催をするとともに、全国農業会議所が主催する「第10回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業」の募集及び県代表審査を行う。

(6) 新規参入促進への支援

農業委員会組織内の相互連携を図りながら、新規就農者や一般法人等の農業参入に対し農地制度が適正かつ適切に推進されるよう相談活動を行うとともに、参入事例の収集と情報提供等により農業委員会を支援する。

特に、新規就農者に対し、農業委員・推進委員が行う相談活動を推進するため情報提供等の支援を行う。

5 担い手・経営対策

(1) 担い手の経営改善に向けた支援

農業経営の法人化や、家族経営協定の普及にむけ、関係機関・団体と連携して相談業務を行うとともに、事務局を担当する県担い手育成総合支援協議会において、認定農業者等の経営改善に向けた研修会を開催する。

また、収入保険制度の導入に伴い、加入要件となる青色申告制度の啓発に努める。

(2) 新規就農者の確保・育成対策

① 新規就農相談事業の推進

県青年農業者育成センターと連携して、「新潟県新規就農相談センター」及び「無料職業紹介所」としての窓口機能を担うとともに、新規就農チャレンジフェアの開催等により新規就業（雇用就農）・独立就農（新規参入）、経営継承への相談活動等の支援を行う。

なお、新規就農の推進にあたっては関係市町村・農業委員会と連携して実施する。

② 農業法人等の雇用対策

青年農業者の育成に向けた雇用就農の促進と定着率の向上を図るため、全国農業会議所から委託を受け、農業法人等が新規採用者に対して行うOJT研修を支援する。

また、農業法人等が雇用・労務管理を改善し、従業員の定着率向上を図るため研修会の開催や「全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク」等と連携した相談活動を実施する。

(3) 農業経営者組織の活動支援

新潟県農業経営者協会及びその構成団体（県稲作経営者会議、県施設園芸経営研究会、県養豚経営者会議、県肉用牛経営者会議、大日本農会新潟支会）、並びに（一社）新潟県国際農業交流協会の活動を支援する。

また、県担い手育成総合支援協議会の事務局として市町村段階の認定農業者組織を会員とする新潟県認定農業者会の活動を支援する。

6 農業者年金対策

(1) 加入推進活動

加入者累計13万人に向けた後期2カ年強化運動において、独立行政法人農業者年金基金、JA新潟中央会、県農業者年金受給者連盟ならびに市町村農業委員会、JAと連携して目標達成に向けた活動を行う。

特に各地区に設置する加入推進部長等に対する研修会の開催、巡回等を実施する。

(2) 業務の適正執行に向けた支援

年金の適正な受給に向け、農業委員会・JA担当者への研修会等の開催、日常窓口による指導、助言、被保険者や受給者に対する日常的な相談活動と、巡回を行う。

7 情報対策

改正法に位置づけられた「農業一般に関する情報の提供について、地域農業の振興、及び担い手の経営発展等に資する情報発信・提供活動を計画的に行う。

(1) 情報の発行等

ア 農業会議だより「農のかけ橋」の発行

イ 農政情報（資料）の提供

ウ 県内農業委員会の活動を広く情報発信するため農業会議ホームページにより、農業会議の各種活動を紹介するとともに、農業委員会の「目に見える活動の実践」を随時紹介する。

(2) 情報提供推進業務の実施

「全国農業新聞」及び「全国農業図書」を農業委員会系統組織の情報提供活動の中核的な取組と位置づけ、普及推進と編集および代金回収等の購読者管理を行う。

特に農地利用の最適化の取組とその横展開を図るため、農業委員、推進委員等農業委員会組織関係者との連携のもと活動を行う。

また、農業委員会が行う独自の情報提供活動の充実を図るため、研修会の開催等の支援を行う。